

○国土交通省令第 号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三十条第四号及び第五号の規定に基づき、国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

国土交通大臣 中野 洋昌

国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則及び独立行政法人鉄

道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令

（国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、
これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則</p> <p>(道路管理者の意見の聴取)</p> <p>第一条 国土交通大臣（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第五十二条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあつては、当該委任を受けた者）は、法第六条第一項の認定の申請があつた場合には、同条第八項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、期限を指定して、貨物軌道事業（法第四条第十四号に規定する貨物軌道事業をいう。次条において同じ。）を実施する区域を管轄する道路管理者（次項において「関係道路管理者」という。）の意見を徴しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(道路管理者の意見を聴く必要がない場合)</p> <p>第二条 法第六条第八項ただし書の国土交通省令で定める場合は、同条第二項第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の内容に貨物軌道事業が含まれない場合とする。</p> <p>(総合効率化計画の変更の認定)</p> <p>第三条 前二条の規定は、法第七条第一項の変更の認定の申請があつた場合について準用する。</p> <p>(法第八条第一項の国土交通省令で定める埋立地)</p> <p>第四条 法第八条第一項の国土交通省令で定める埋立地は、同項の指定の時に次について次にいずれかに該当する埋立地とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p style="text-align: center;">国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則</p> <p>(道路管理者の意見の聴取)</p> <p>第一条 国土交通大臣（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十九条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあつては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、法第四条第一項に規定する総合効率化計画の認定の申請があつた場合には、法第四条第八項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、期限を指定して、貨物軌道事業を実施する区域を管轄する道路管理者（以下「関係道路管理者」という。）の意見を徴しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(道路管理者の意見を聴く必要がない場合)</p> <p>第二条 法第四条第八項ただし書の国土交通省令で定める場合は、法第四条第二項第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の内容に貨物軌道事業が含まれない場合とする。</p> <p>(総合効率化計画の変更の認定)</p> <p>第三条 第一条及び前条の規定は、法第五条第一項に規定する総合効率化計画の変更に係る認定の申請があつた場合について準用する。</p> <p>(法第六条第一項の国土交通省令で定める埋立地)</p> <p>第四条 法第六条第一項の国土交通省令で定める埋立地は、同項の指定の時に次について次にいずれかに該当する埋立地とする。</p> <p>一・二 (略)</p>

(荷待ち時間)

第五条 法第三十条第四号の国土交通省令で定める者は、連鎖化事業者（法第四十五条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。次項において同じ。）とする。

(新設)

2 法第三十条第四号の国土交通省令で定めるところにより算定される時間は、運転者（同条第二号に規定する運転者をいう。以下同じ。）が集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所（以下この項において「集貨場所等」という。）に到着した時刻（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる時刻）から荷役等（同条第五号に規定する荷役等をいう。次条第二項において同じ。）を開始した時刻までの時間（荷主（法第三十条第七号に規定する荷主をいう。）、集貨場所等の管理者又は連鎖化事業者（次条第一項において「荷主等」という。）の都合により待機した時間に限る。）とする。

- 一 決定された貨物の受渡しを行う時刻若しくは時間帯の開始時刻又は運転者が指示若しくは伝達された貨物の受渡しを行う時刻若しくは時間帯の開始時刻よりも前に集貨場所等に到着した場合 これらの時刻
- 二 到着後速やかに受付その他これに類する行為を行った場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該行為を行った時刻

(荷役等時間)

第六条 法第三十条第五号の国土交通省令で定める業務は、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査、貨物の荷造り、搬出、搬入、保管、仕分又は陳列、ラベルの貼付け、代金の取立て又は立替え、荷主等が行う荷役への立会いその他の通常同条第一号に規定する貨物自動車の運転の業務に附帯する業務とする。

(新設)

2 法第三十条第五号の国土交通省令で定めるところにより算定される時間は、運転者が荷役等を開始した時刻から終了した時刻までの時間

(荷役等に従事していない時間を除く。)とする。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正)

第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(監事の調査の対象となる書類)</p> <p>第三条 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる法令の規定に基づき国土交通大臣に提出する書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 法第十三条第一項第十号に規定する物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項に規定する業務に関する事項</p> <p>十一〇十八 (略)</p>	<p>(監事の調査の対象となる書類)</p> <p>第三条 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる法令の規定に基づき国土交通大臣に提出する書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 法第十三条第一項第十号に規定する流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十条の二第一項に規定する業務に関する事項</p> <p>十一〇十八 (略)</p>

附 則

この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。